

苗場山麓ジオパーク特産商品認定制度実施要綱

(目的)

第1条 苗場山麓ジオパーク振興協議会（以下「協議会」という。）は、苗場山麓ジオパーク活動の一環として、苗場山麓ジオパークエリア内（新潟県津南町及び長野県栄村地内。以下「エリア内」という。）で産出・生産され、苗場山麓の地質・地形、気候、生態系、文化、人々の暮らしとの関わりを語る媒体としての地域商品の開発・仕組みづくりと連携し、情報発信を推進するため苗場山麓ジオパーク特産商品認定制度（以下「本制度」という。）を実施する。本制度の認定を受けた商品は「苗場山麓ジオパーク特産商品」として登録し、苗場山麓ならではの商品の魅力を国内外へ発信するとともに、苗場山麓ジオパークの多面的理解を促進し、商品の販売促進に貢献する。

(定義)

第2条 この要項において「商品」とは、飲食店で提供される飲食物、物産店などで販売される農産物、食品、飲料品、工芸品、紙製品、布製品などで、一般旅行者がエリア内の商店等で購入できる販路を持っているものをいい、ジオツアーや着地型旅行商品はこの要綱とは別に定める。

2 この要綱において「認定」とは、申請により商品等について、一定の基準に適合するものを「苗場山麓ジオパーク特産商品」として認定し登録することをいう。

(審査会の設置)

第3条 本制度を実施するにあたり、認定に関する審査等を行う機関として協議会商品開発部会内に「苗場山麓ジオパーク特産商品認定審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 協議会商品開発部会は、審査会の運営その他必要な事項を別に定める。

3 審査会で認定された商品は、総会で報告する。

(資格・対象となる商品)

第4条 苗場山麓ジオパーク特産商品として認定を受けるためには、「苗場山麓の地質、地形、気候、生態系、文化、人々の暮らしとの関わりを語れる商品」でかつ下記の①から④までの条件を2つ以上あてはまる商品とする。ただし審査会が特に認める場合は、この限りでない。

- ① エリア内で産出・生産された原料を一部に使っている商品
- ② 地形を真似るなど各サイトを想起させるユニークなデザインの商品
- ③ ジオサイトもしくはそれに関連する写真、イラスト、名称等を主たるデザインや商品名に使用している商品
- ④ 製造の最終工程がエリア内の工場や工房、食堂等で制作された商品

(その他の条件)

第5条 本制度への申請に関するその他の条件として、以下の要件を満たしている商品に限る。

① 法令等を遵守していること（関係法令、基準、業界での製造基準、表示義務等の遵守）。

例：製造物責任法、食品衛生法、計量法、不当景品類及び不当表示防止法、観光土産品の表示に関する公正競争規約等

② 他の特許品または登録品の模倣品でないこと。

③ 必要な許可を取得していること。製造・販売について、法令による許可または認可を必要とするものは、当該許可または認可を得ていること。

④ 特許権や意匠権等の産業財産権、その他の権利を侵害していないこと。

⑤ 商品が第1条及び第4条に基づく「ジオストーリー」を語れるものであること。

（申請）

第6条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「苗場山麓ジオパーク特産商品認定申請書」（以下「認定申請書」という。）を協議会に提出しなければならない。

2 認定の申請を行うことができる者は、原則としてエリア内に居住する個人もしくは営業所を有する法人または団体とする。

（認定の審査）

第7条 協議会は、申請を受理した場合、審査会において本要綱に基づき審査するものとする。

2 前項の審査については、申請者等から意見を聞き、また状況調査を行うことができる。

（認定の決定）

第8条 協議会は、前条の規定による審査において、商品等が基準に適合すると認められるときは、苗場山麓ジオパーク特産商品に認定する。

2 認定品の認定を受けた者（以下「認定者」という。）には、協議会から認定者に苗場山麓ジオパーク特産商品認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

（認定の表示）

第9条 認定者は、認定品の商品名、パッケージ、認定品を紹介したホームページ、店舗店頭のポップ、のぼり旗、チラシ等で「苗場山麓ジオパーク特産商品」の表記もしくは特産商品ロゴマークを表示することができる。

（認定内容の変更）

第10条 認定品取扱者は、認定品について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、協議会に報告しなければならない。

① 認定申請書の内容に変更が生じたとき。

- ② 認定品の名称、規格、形状、包装及び容器に関わるデザインを著しく変更したとき。

(認定の調査及び検査)

第11条 協議会は必要があると認めるときは、認定品の調査や検査を行うことができる。

(認定の取消し)

第12条 認定者は認定品の生産、製造、販売または提供を中止または廃止し、再開の見込みのないときは、認定取消の理由を記載した「苗場山麓ジオパーク特産商品取消申請書」を提出しなければならない。また、協議会は、認定品が次の各号いずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- ① 認定基準に適合しないと認められたとき。
 - ② 申請資格を満たさなくなったとき。
 - ③ 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - ④ 認定された商品等の調査を正当な理由なく拒否したとき。
 - ⑤ 生産または販売を1年以上中止し、または廃止したとき。
 - ⑥ その他、特産商品等が苗場山麓ジオパーク特産商品として認定することが適当でないと認められたとき。
- 2 協議会は、前項の認定を取消した場合は、認定者に対し「苗場山麓ジオパーク特産商品取消通知書」を送付するものとする。ただし認定者の所在が不明の場合、ホームページ等によりこれを公表することができる。
- 3 前項規定により認定取消通知を受けた者は、その決定に不服の場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に審査会の再審査を協議会に請求することができる。
- 4 協議会は、前項規定による再審査の請求があった場合、再審査請求のあった日から2ヶ月以内に認定審査会を開催し、再審査を行うものとする。
- 5 第1項の認定取消通知を受けたもので決定を承諾した者及び前項の再審査で認定が取消しとなった者は、直ちに認定証を協議会に返還するとともに、第9条に基づく表示をしてはならない。

(認定証の再交付)

第13条 認定者は、認定証を紛失または毀損した場合は、協議会に報告し、再交付を受けなければならない。

(認定品取扱者の責務)

第14条 認定品取扱者は、この要項の規定を遵守し、認定品の生産、製造及び販売を通じて、積極的に苗場山麓ジオパークのイメージ向上に努めなければならない。

- 2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに協議会に報告しなければならない。

(実績報告)

第15条 認定品取扱者は、認定品の出荷または販売に係る実績報告について、協議会からの要請があった場合、「苗場山麓ジオパーク特産商品出荷実績報告書」により、可能な限り協力するものとする。

- 2 協議会は、前項に基づき得た情報等についてジオパーク活動の指標資料としてのみ使用し、認定品取扱者の許可を得ずに第3者に提供してはならない。

(損害に関する責任)

第16条 認定品の生産、販売、提供等により事故が発生した場合は、認定品取扱者がその損害賠償の責務を負うものとし、協議会はその原因如何に問わず、これを負わない。

- 2 第12条の規定により認定の取消しを受けた者は、その取消しの決定によって生じたいかなる損害も、協議会に請求することはできない。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。